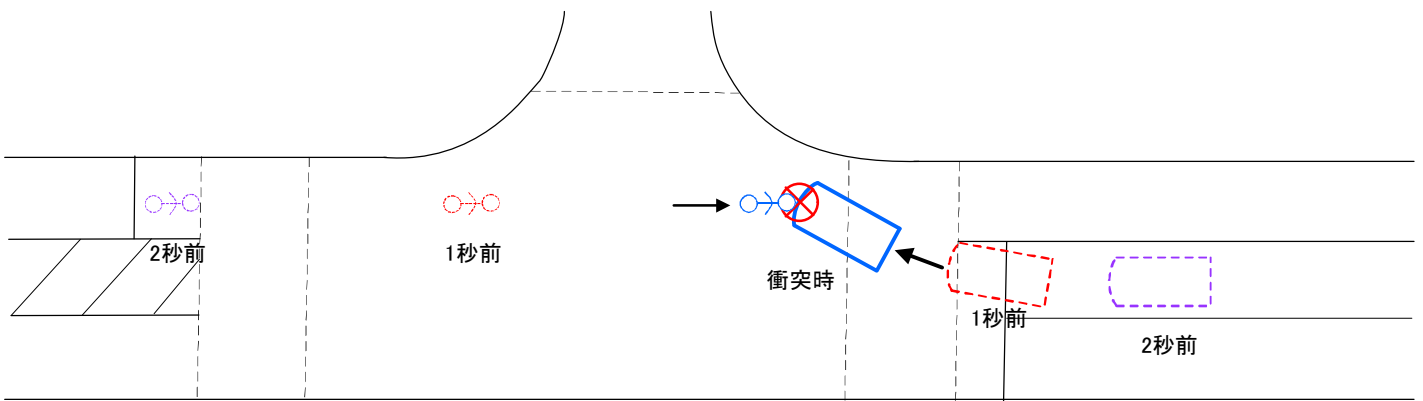


事例 10(後遺障害事案)

T字型交差点で自動二輪車が直進、四輪車が右折の事故で自動二輪車の過失が0とされた事案。

事故状況図



交差点でのバイク直進、四輪車右折の事故(右直事故)です。右直事故はしばしば相談・依頼があります。バイク側が無過失であると主張するのが右直事故の特徴です。

しかし、判例タイムズでは126図では直進バイク15%、右折四輪車85%が基本割合となっており、なかなか、訴訟でバイク側無過失の判断がなされることはありません。

今回の事案は一審ではバイク側の過失が5%と判断されましたが、控訴審ではバイク側が無過失とされました(東京高裁H26.2.27判決、自保ジャーナル1925号、④)。

バイク側無過失の理由は

- 1 直近右折・・・直進車の至近距離で右折したことです

2 早回り右折・・・交差点の中心直近まで寄らない右折のこと
とです

の事実を認定したことによるものです。

直近右折については実況見分調書进行分析して四輪車が右折を開始してから僅かな時間で衝突していることから、バイク側に回避する時間的余裕がなかったことを証明することにより、立証が成功しました。

「早回り右折」は実況見分調書上、バイクが四輪車の側面に衝突したのではなく、正面衝突した形となっていることから、明らかでした。